

SATREPS公募説明会資料

2019年9月

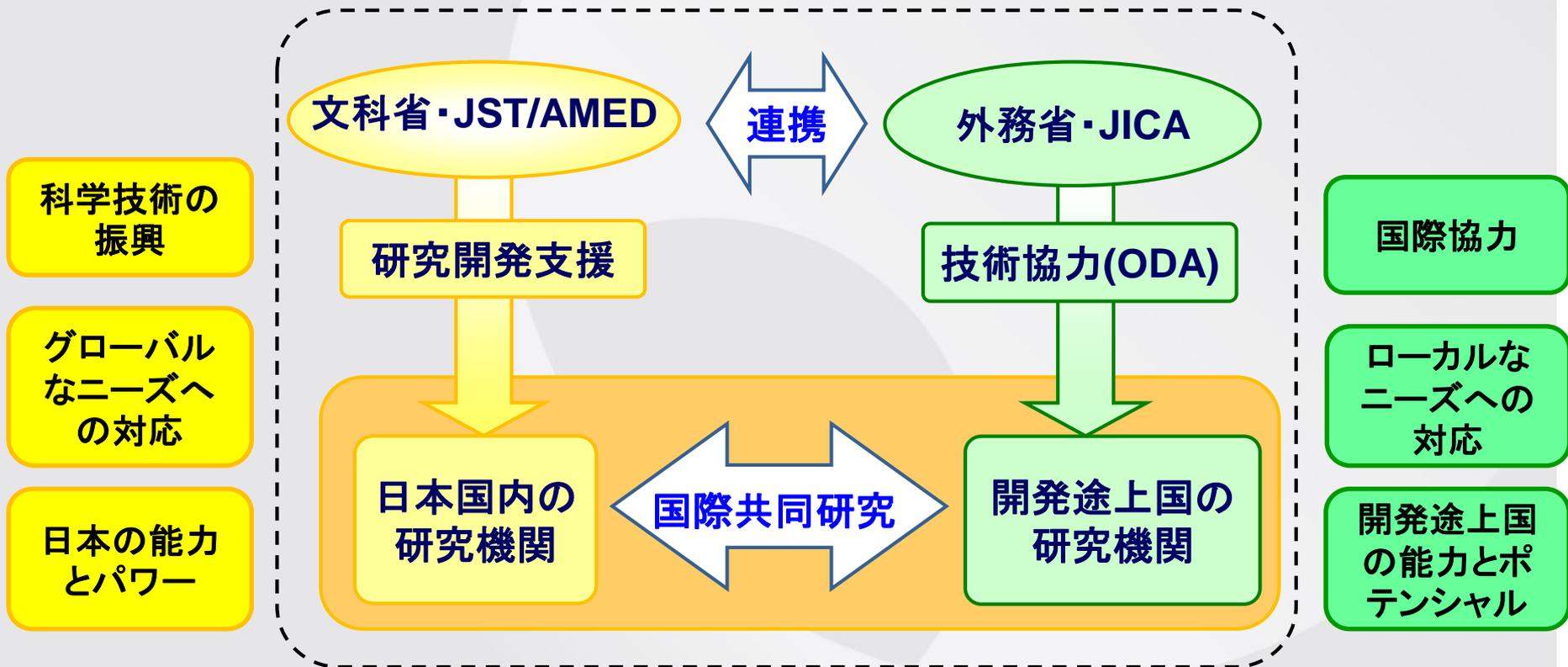
独立行政法人国際協力機構(JICA)

社会基盤・平和構築部

国際科学技術協力室

SATREPSの枠組み

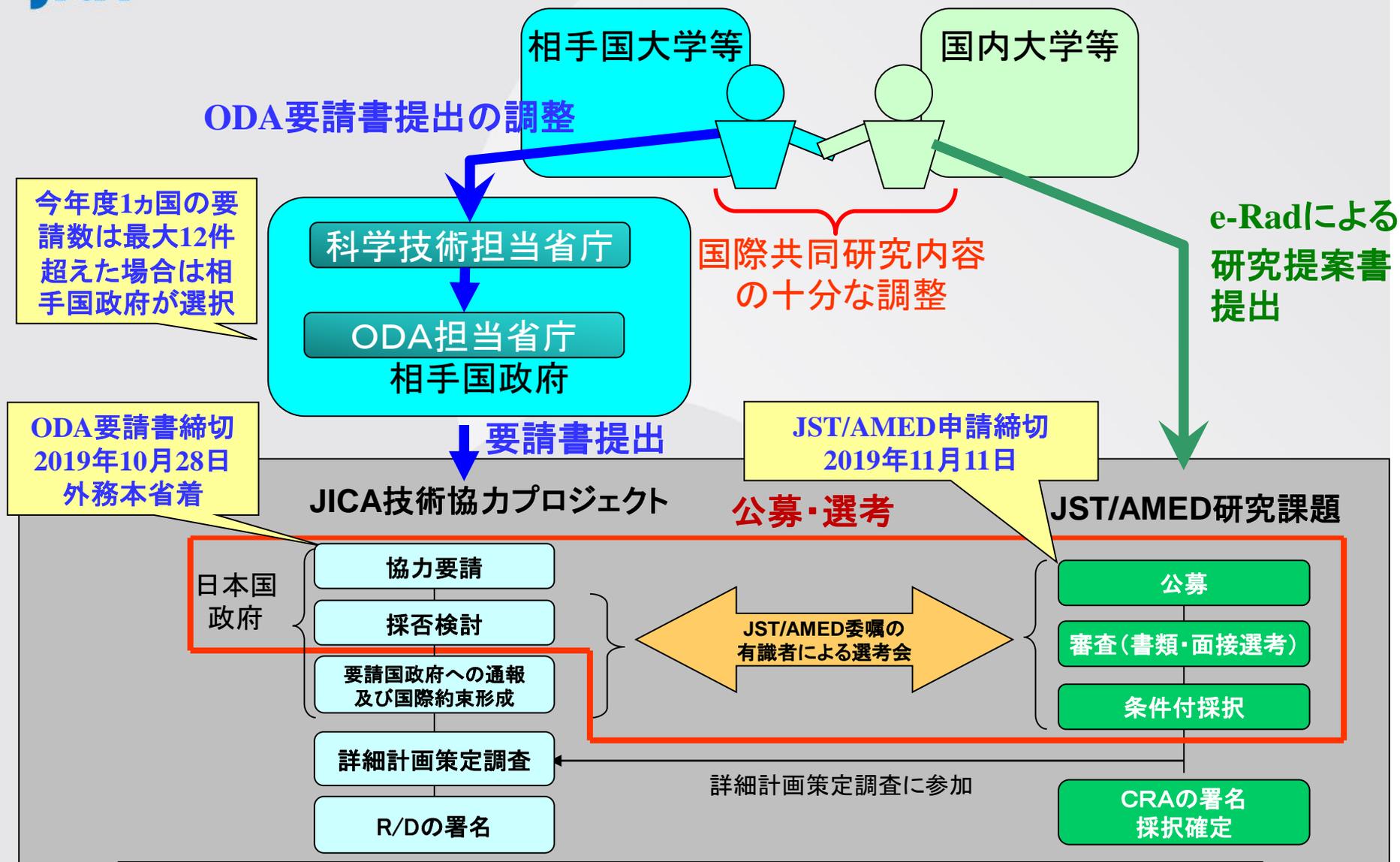
JICAとJST/AMEDが連携して、途上国との国際共同研究を推進
 JICAは**技術協力プロジェクト**として実施



JST : 国立研究開発法人 科学技術振興機構
 AMED : 国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

国際協力機構

案件採択の流れ(2019/20年度)



※ 相手国政府よりの要請書と日本側の提案書の両方が提出されていない場合は選考対象にならない。
 ※ 「トップダウン型」として特定の地域・テーマに合致する案件を確認する。

協力機構

SATREPSの目的

- 日本と開発途上国との国際科学技術協力の強化
- 地球規模課題の解決と科学技術水準の向上につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出
- 国際共同研究を通じた**開発途上国の自立的な研究開発能力の向上**と課題解決に資する持続的活動体制の構築、また、地球の未来を担う**日本と開発途上国の人材育成とネットワークの形成**

技術協力プロジェクトとは

- JICAの中心的な事業形態の一つ。途上国のニーズに応じた協力計画を相手国と共同で作成し、日本と途上国の知識・経験・技術を活かして、一定の期間内で、共に問題を解決していく取り組み。
- プロジェクト期間内に「**専門家派遣**」「**研修員受入れ**」「**機材供与**」の投入を組合わせて実施。
- プロジェクトの目標、成果、活動、投入を**プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM)**として整理し、先方と**R/D (Record of Discussions)**を形成する。2020年度はR/Dの署名まで、実際の研究活動は2021年度から始まるのが通例。
- **国際約束に基づく事業**であり、相手国政府には、付加価値税や関税の免除、専門家の所得税免除、民事訴訟への対応、移転技術や供与機材の非軍事利用、一定の経費負担が求められる。
- 地域国際機関や相手国の私立大学を支援するには相手国政府の承認と政府機関と同等な待遇(免税等)が必要。
- 相手国の企業・NGOの支援は原則不可、連携は可能。
- 感染分野での治験は不可、医療行為は条件を満たせば可。

相手国負担の原則

ODA事業では、**相手国側の自助努力や案件終了後の持続性を重視し、原則相手国側負担としている経費がある。**相手国側も含む全ての経費をJICAが支援するのではないことを、予め相手国側関係者に理解しておいてもらう。**一部の経費を負担してでも共同研究を行う意志がある機関を選定することが重要。**

〈例〉

- 1) 相手国研究機関研究者及び関係者、当該研究機関が直接雇用している人員にかかる経費
- 2) 共同研究の活動拠点となるプロジェクト事務所に要する経費
- 3) 相手国側研究機関研究者及び関係者による通常業務や研究上必要な相手国内出張にかかる交通費・旅費(日当・宿泊費)
- 4) 日本側研究者が関与しない、相手国側研究機関のみで実施される研究活動に使用される備品、消耗品及び設備費等
*なお、研究に必要な設備・資機材についても、相手国側による負担や既存の設備・資機材の活用を求め、真に必要な支援に絞り込む
- 5) 免税措置

JICA事業経費・JST/AMED研究委託経費

- JICA事業経費
 - 年間6千万円程度
 - 総額で1.8(3年間)～3.0億円(5年間) **上限**
 - * 正式採択後から開始(JST/AMED暫定契約期間中はJICA契約なし)
 - * 人件費・間接経費なし
 - * JICAが直接執行する経費を含む
(但し、業務調整員、各種調査団の派遣経費を除く)
 - * 業務調整員を配置せず、間接経費を支払う契約も可能
(但し、初回の事業契約締結以後の適用は不可)
- JST研究委託経費
 - 年間3,500万円程度(間接経費を含む)
- AMED研究委託経費
 - 年間3,200万円程度(間接経費を含む)

JICAと研究代表機関の契約

- 組織単位
- 案件単位
- 期間単位

「取極め」→ 共同事業としての位置付け

「附属書」 (案件名、プロジェクト期間等)

事業契約



全体計画

各期計画

事業契約



各期計画

事業契約



各期計画

(契約期間、経費、概算払い、精算等、複数年度契約可能)

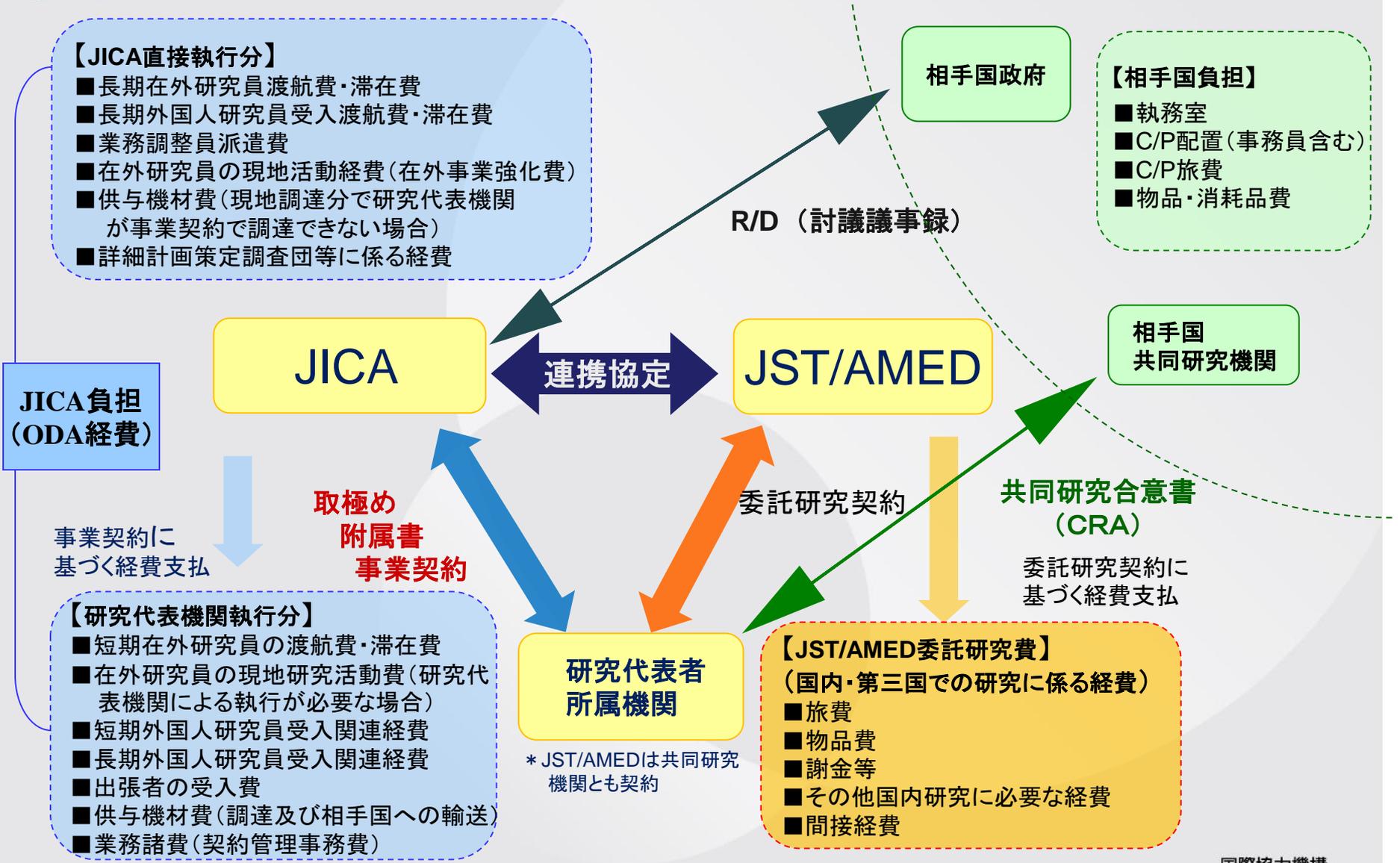
取極め

- 研究代表者所属機関とJICAは、SATREPSプロジェクトを実施するための**基本的事項**に関する「取極め」を締結
(双方の責務、知的財産権、安全配慮義務、秘密の保持、損害に対する責任等)
- 取極めは研究代表者所属機関毎に一つ締結。既に取極めを結んでいる研究代表者所属機関では新たな締結は不要
(個別案件ごとに「附属書」を作成する)

事業契約

- JICAは**研究代表者所属機関とのみ事業契約**を締結。他の日本側共同研究機関の経費も事業契約に含める。
- 事業契約は複数年度契約も可能。必ずしも国の会計年度に合わせる必要はない。12か月を超える契約も可能。
- 事業契約に基づく経費の積算・執行は、**研究代表者所属機関が当該機関の諸規程により行い、同機関が経費の執行及び経費の額の確定に関する責任を有す**。なお、JICAは、研究代表者所属機関の関連規程を事前確認する。
- 精算は事業契約ごとに行う。証拠書類(原本)の管理・保管は研究代表者所属機関とし、JICAへの提出は不要であるが、必要に応じて内部調査や立入り検査を行う。

契約関係と経費負担



応募における留意事項 (1)

- **相手国研究機関との十分な内容のすり合わせ**
同床異夢にならないように
- **相手国研究機関の能力をよく確認**
人材はいるか、予算はあるか、権限はあるか
- **相手国への資金供与/委託研究ではない点に留意**
人造り・組織造り、自助努力支援(先方負担あり)も目的
- **相手国の政策や日本の開発協力方針との整合性**
政策との一致や補助金などの政策的支援の有無を確認
- **社会実装の計画化**
社会実装の道筋に留まらず、社会実装の計画が必要

応募における留意事項 (2)

- **調達から終了後までを考慮した供与機材計画**

本邦調達：研究代表機関が調達する（購入から輸送まで）
安全保障貿易管理の手続きに則る

現地調達：特殊な機材のJICA調達は技術的に困難

現地免税通関手続きに相当の日時が必要

型式承認や船積前検査の有無

プロジェクト終了後の相手側維持管理能力（コスト、体制）の確認

- **JICA予算措置上の制約（人件費、間接経費なし）**

民間企業やNGOに所属する研究員であっても人件費は出ない

JICAは派遣される研究員の渡航費・宿泊費等を負担

- **現地訪問の際は外務省「たびレジ」への登録をお忘れなく！**

公募期間（9/10～11/11）は現地のJICA事務所も面談を自粛

おわりに

- 公募要領ODA関連部分を参照ください
- JICAホームページ上で、プロジェクト実施の手引き、取極め・附属書・事業契約書様式等を公開

<http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/index.html>

- お問い合わせは eigst@jica.go.jp まで

